

福岡県公報

令和 6 年 9 月 24 日
第 533 号

目 次

告 示 (第588号 - 第595号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 廃川敷地等の発生 (河川管理課) 3
- 告 告
- 契約の相手方等の公示 (教育庁財務課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 4

告 示

福岡県告示第588号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	国 道	496号	前	行橋市泉中央四丁目869番1先から 行橋市泉中央四丁目883番1先まで	8.5 ～ 9.5	83.3
			後	行橋市泉中央四丁目869番1先から 行橋市泉中央四丁目883番1先まで	11.0 ～ 12.0	83.3

福岡県告示第589号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域 (平成31年3月福岡県告示第237号) のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 9 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
釜ヶ谷-2	遠賀郡水巻町高尾、頃末南二丁目及び頃末北四丁目 (別紙図面1に示す区域のとおり)	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を水巻町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第590号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域 (平成31年3月福岡県告示第238号) のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和 6 年 9 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
釜ヶ谷-2	遠賀郡水巻町高尾、頃末南二丁目及び頃末北四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を水巻町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第591号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年9月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
釜ヶ谷-2	遠賀郡水巻町高尾、頃末南二丁目及び頃末北四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を水巻町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第592号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年9月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
-------	-----------	---------------------	-------------------------------

釜ヶ谷-2	遠賀郡水巻町高尾、頃末南二丁目及び頃末北四丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
-------	---	---------	-----------------

備考 別紙図面1は省略し、その図面は水巻町役場に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	三池港線	前	大牟田市新港町1番347先から 大牟田市新港町1番137先まで	23.3 ～ 24.5	126.0
			後	大牟田市新港町1番347先から 大牟田市新港町1番137先まで	22.0 ～ 23.5	126.0

福岡県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県 道	勝 立 川 線	前	大牟田市船津町337番10先から 大牟田市南船津町三丁目 9 番 3 先ま で	7.5 ～ 12.1	35.3
			後	大牟田市船津町337番10先から 大牟田市南船津町三丁目 9 番 3 先ま で	10.2 ～ 13.1	35.3

福岡県告示第595号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和 6 年 9 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 河川の名称
遠賀川水系新々堀川
- 廃川敷地等生じた年月日
令和 6 年 9 月 24 日
- 廃川敷地等の位置
北九州市八幡西区北鷹見町443番 3
北九州市八幡西区北鷹見町443番 9
北九州市八幡西区北鷹見町443番11
北九州市八幡西区北鷹見町443番12
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地
151.04㎡

公 告

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和 6 年 9 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 契約に係る特定役務の名称及び数量
福岡県立高校授業料等収納システム構築委託業務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
教育庁教育総務部財務課
 - 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 契約の相手方を決定した日
令和 6 年 8 月 6 日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
九州デジタルソリューションズ株式会社
 - 住所
熊本県熊本市西区春日一丁目12番 3 号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
92,970,900円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約を行った理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第 1 項第 1 号に該当

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部

都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年9月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画用途地域の変更（令和6年7月30日小郡市告示第139号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年9月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和6年7月30日小郡市告示第140号）